

「しぶかわ推し」ロゴマーク使用に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「しぶかわ推し」ロゴマークの使用に関し必要な事項を定め、渋川市（以下「市」という。）の認知度及びイメージ向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「しぶかわ推し認定物」とは、しぶかわ推し事業実施要綱第9条により認定されたものをいう。

2 この要領において「しぶかわ推し認定物の管理者」とは、「しぶかわ推し認定物」を提供、運営、管理している代表者をいう。

3 この要領において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、在外教育施設をいう。

4 この要領において「暴力団員等」とは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。

（使用申請）

第3条 「しぶかわ推し」ロゴマークの使用申請ができる者は、しぶかわ推し認定物の管理者とする。

2 「しぶかわ推し」ロゴマークを使用しようとする者は、事前の相談を経た後、「しぶかわ推し」ロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

（1） 市が市のPRに使用する場合

（2） 日本国内外の学校等が教育の目的で使用する場合

（3） 日本国内外の報道機関が、報道の目的で使用する場合

(4) 日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記事等に使用する場合で、市のPRに資すると認められる場合

(5) 著作権法で認められている私的使用の範囲内で使用する場合

(6) その他市長が適当と認められる場合

3 使用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 使用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）

(2) その他市長が必要と認める書類

（使用許諾の手続き）

第4条 市長は、第3条の使用申請があった場合には、その内容を審査し、当該使用が第1条に合致すると認められるときは、使用許諾を行うことができる。また、「しぶかわ推し」ロゴマークのデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることができる。

（使用許諾の制限）

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 「しぶかわ推し」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(4) 特定の政治的、宗教的、思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合

(5) 「しぶかわ推し」ロゴマークを使用することにより、市が主催、共催又は支援していると誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(6) 申請者が、暴力団員等であることが判明した場合

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5条に規定する営

業を除く。)に規定する営業又はその広告等に使用される場合

(8) 申請された見本、デザインの修正に応じない場合

(9) その他承認することが不適当であると市長が認めた場合
(使用許諾)

第6条 市長は、第3条の使用申請があった場合には、その内容を審査し、使用許諾をする場合は、「しぶかわ推し」ロゴマーク使用許諾通知書(別記様式第2号)により申請者へ通知するものとする。その際に、市長は「しぶかわ推し」ロゴマークの使用方法その他について、必要に応じて条件を付することができる。

2 市長は、使用を許諾しない場合は、「しぶかわ推し」ロゴマーク使用不許諾通知書(別記様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 「しぶかわ推し」ロゴマークを使用する者は、その使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「しぶかわ推し」ロゴマークを使用する者は、その使用に際し、第1条に規定する趣旨に反しないよう十分に注意すること。

(2) 使用申請書に記載された使用方法以外に使用しないこと。

(3) 市が提供する「しぶかわ推し」ロゴマークデータを使用すること。

(4) 市長が行う売上調査その他の照会に応じること。

(5) 「しぶかわ推し」ロゴマークの使用物件は、市が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、「しぶかわ推し」ロゴマークの使用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、使用者の責務において必要な措置を講じること。

(使用期間)

第8条 第3条の使用申請による使用期間については、最長で2年以内とする。

2 前項の使用期間満了後においても、引き続き使用するときは、改

めて「しぶかわ推し」ロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。この場合の取扱いは、第4条によるものとする。

（許諾内容の変更等）

第9条 申請者が使用許諾について、変更しようとする場合は、あらかじめ「しぶかわ推し」ロゴマーク使用変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、変更許諾をする場合は、「しぶかわ推し」ロゴマーク使用変更許諾通知書（別記様式第5号）により申請者へ通知するものとする。その際に、市長は「しぶかわ推し」ロゴマークの使用方法その他について、必要に応じて条件を付することができる。

4 市長は、使用変更を許諾しない場合は、「しぶかわ推し」ロゴマーク使用変更不許諾通知書（別記様式第6号）により、申請者へ通知するものとする。

（許諾の取消し等）

第10条 市長は「しぶかわ推し」ロゴマークの使用許諾物件が、この要領又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下、「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 「しぶかわ推し」ロゴマークの使用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、市長は、その許諾を取り消すことができる。

3 前項の許諾の取消しは、「しぶかわ推し」ロゴマーク許諾取消通知書（別記様式第7号）により通知する。

4 本条第2項の規定により使用許諾が取り消されたときは、市長は、その損失の補償の責めを負わない。

（情報の公開）

第11条 市長は、「しぶかわ推し」ロゴマークの適正な使用と広く

使用促進を図る観点から、使用許諾の状況及び使用の取消し状況について、情報を公開することができる。

（商品等の提出）

第 1 2 条 使用許諾を受けた者は、その使用に係る商品等の完成後、速やかに完成品の写真（場合により実物）を市長に提出しなければならない。

（責任の制限）

第 1 3 条 申請者が「しぶかわ推し」ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争が生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わない。

（その他）

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、「しぶかわ推し」ロゴマークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和 7 年 1 1 月 日から施行する。

別記様式第 1 号

年 月 日

渋川市長 様

申請者 郵便番号〒
所在地
店舗名等
氏名

「しぶかわ推し」ロゴマーク使用申請書

「しぶかわ推し」ロゴマークの使用に関する取扱要領を遵守することを了承の上、下記のとおり、「しぶかわ推し」ロゴマークを使用したいので許諾してください。

記

しぶかわ推し認定物名	
使用方法	
使用希望期間	年 月 日～ 年 月 日
担当者連絡先	部署名 : 担当者名 : 電話番号 : E-mail :

【添付書類】

- ①使用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ②その他参考になるもの

＜誓約書＞

次の内容を確認の上、□にレ点を記入して、誓約をお願いします。

- ☐ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しません。
- ☐ 前項に反したことにより、貴職が「しぶかわ推し」ロゴマークの使用許諾の取消し等決定した場合は、その決定に従います。

別記様式第2号

年 月 日

(申請者) 様

渋川市長 印

「しぶかわ推し」ロゴマーク使用許諾通知書

年 月 日付けで申請のありました「しぶかわ推し」ロゴマークの使用について、下記のとおり許諾します。

記

しぶかわ推し認定物名	
使用期間	
使用条件	

※上記申請者から申請された内容に限り、申請書に添付された物件見本による使用を許諾します。

別記様式第3号

年 月 日

(申請者) 様

渋川市長 印

「しぶかわ推し」ロゴマーク使用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました「しぶかわ推し」ロゴマークの使用については、下記の理由により承諾できません。

記

別記様式第4号

年 月 日

渋川市長 様

申請者 郵便番号〒
所在地
店舗名等
氏名

「しぶかわ推し」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日付けで承諾を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更事項

(1) 申請者情報

変更項目	変更前	変更後
郵便番号		
所在地		
店舗名等		

(2) 使用物件情報

変更項目	変更前	変更後
しぶかわ推し認定物名		
使用方法		
使用期間		

担当者連絡先	部署名 : 担当者名 : 電話番号 : E-mail :
--------	---------------------------------------

【添付書類】

- ①使用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ②その他参考になるもの

別記様式第5号

年 月 日

(申請者) 様

渋川市長 印

「しぶかわ推し」ロゴマーク使用変更承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました「しぶかわ推し」ロゴマークの使用変更について、下記のとおり承諾します。

記

しぶかわ推し認定物名	
変更内容	
使用条件	

※上記申請者から申請された変更内容及び申請書に添付された物件見本による使用変更を承諾します。

別記様式第6号

年 月 日

(申請者) 様

渋川市長 印

「しぶかわ推し」ロゴマーク使用変更不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました「しぶかわ推し」ロゴ
マークの使用変更については、下記の理由により承諾できません。

記

別記様式第7号

年 月 日

(申請者) 様

渋川市長 印

「しぶかわ推し」ロゴマーク許諾取消通知書

年 月 日付けで許諾した「しぶかわ推し」ロゴマークの使用許諾について、下記のとおり取り消します。

記

- 1 しぶかわ推し認定物名
- 2 取消しの理由